

## アーチスト村での能美市からのお願い

アーチスト村は、旧辰口町が文化の啓蒙啓発を目的に、生涯芸術創作活動に邁進してもらうため、入居資格者や建築物の条件を付けてアーチスト活動をする方に宅地分譲した区域である。

この経緯を踏まえ、現在、芸術創作活動に従事また居住している住人の環境保全の観点から、能美市では土地の転売時または建築時等において、以下の事項をお願いするものです。

### ○アーチスト村の区域

能美市徳山町ナ1－7から1－20まで、湯屋町ヘ77－1から77－13まで、湯屋町ヘ82－2から82－4まで及び湯屋町ソ1－4から1－7まで

1. 土地は、芸術活動のアトリエ（住居部分も含む）や店舗建設用地として利用すること。
2. 建築物は、自己のアトリエや店舗及び居住の用途関連以外に使用しないこと。
3. 騒音、振動等周辺に迷惑を掛けないこと。

能美市土木部まち整備課

TEL 0761-58-2251